



消費者トラブルを回避して、 見極め力を身につける！



通信販売 申込み前の**確認**ポイント

1 回限りの購入？ 継続的な購入が必要？

- 「初回限定」「お試し」などと書かれた広告の場合、一定期間継続的な購入（定期購入）が条件となることがあります。購入する前に、「**最終確認画面**」で「**申込数量**」「**回数**」「**総額**」「**期間**」等の契約内容を落ちついて、しっかり確認しましょう。

成年年齢は 18 歳です

- 18 歳になると法律上は大人として扱われます。ひとりで様々な契約できる一方で、「**未成年者取消し**」ができず、トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

解約や返品はできるの？

- **通信販売では、クーリング・オフ*はありません！**
（*クーリング・オフとは、自分の都合で一方向的に解約できる制度のこと）
- 解約や返品ができるかどうかは、事業者によって違います。
解約・返品できるのか、できるならいつまでか などを確認しましょう。

消費者トラブルを回避して、 見極め力を身につけろ！

18歳になり、成人を迎えたばかりの兄妹・
田真玲 爽だまされ そら(cv梶裕貴)と田真玲 瑠奈だまされ るな(cv優木かな)。
大学生になり、新生活を送る2人の前に
次々と襲いかかるあやしい大人たち…。
2人を**消費者トラブル**から守ることができるか。
あなたの選択で様々なエンディングが待っています！

シミュレーションゲームは
ココからPLAY!



消費者トラブルを知ることが、クリアの近道!?

新成人は狙われている!?

2022 年 4 月 1 日から、**成年年齢が 18 歳に引き下げられました**。成人になることで、これまでは保護者の同意がないとできなかった契約が自分の意思でできる一方、**未成年者取消権の行使ができなくなる**ため、まだ社会経験の浅い成人したばかりの若者が悪質業者に狙われています。



兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4001 FAX:078-954-5640 URL : <https://www.seiken.server-shared.com/>
消費生活相談電話番号 : 078-303-0999 または 188(局番なし)